

重度心身障がい者医療費助成 受給資格の更新時期です

重度心身障がい者医療費助成の受給資格者は、毎年7月中に資格証の更新手続きが必要です。

該当される方には、後日通知をさしあげますが、今年度は次のとおり受付をおこないます。

身体障害者手帳1級、2級、療育手帳Aの所有者、療育手帳Bと身体障害者手帳3級の重複障がい者の方です。この更新手続きをしないと8月1日からの受給はできませんので、ご注意ください。



夏の交通安全県民運動

運動スローガン「守ろう交通ルール 高めよう交通マナー」
サブスローガン「しめましょう 後ろのあなたも ドライバー」

- 運動の重点**
- 子どもと高齢者の交通事故防止
 - 飲酒・暴走運転の根絶
 - 自転車の安全利用の促進
 - 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

期間
7/9～7/18

市営プール営業期間のお知らせ

施設名	使用時間	使用期間
山内中央公園プール	9時～19時	7/4(金)～9/15(月)
北方運動公園プール	10時～19時	大プール 7/19(土)～9/15(月)
		小プール 6/15(日)～9/15(月)

料金
大人100円
高校生以下50円



お盆休み期間のごみ収集・し尿汲み取り

ごみ収集の休み
し尿を除きお盆の期間も回収します。

旧武雄市・山内町	8/14(木)～8/17(日)
北方町	8/13(水)～8/15(金)
	8/17(日)
ただし、16日(土)の収集は午後3時までです。	

し尿汲み取りの申し込み先

毎年お盆前は汲み取りが集中します。お早めに、業者に申し込みをお願いします。旧武雄市は地区によって業者が異なります。

旧武雄市	山内町	北方町
武雄衛生 ☎23-2582 武雄ひまわり環境 ☎22-3357	山内環境整備 ☎45-3490	三協環境開発 ☎36-2115

問 まちづくり部 環境課(23)9130

「守ろう交通ルール 高めよう交通マナー」を入口に夏の交通安全県民運動が実施されます。この運動は、夏休み中における子供の交通事故防止と若者の無謀運転等による交通事故や飲酒運転等の悪質・危険運転を防止し、さらに、道路交通法の改正により後部座席にシートベルト着用が義務付けられたことから、全ての座席で着用の徹底を目的としています。

また、飲酒運転を許さない環境づくりとして、(4)しない運動、運転するならば飲まない、酒を飲んだら運転しない、運転する人に酒をすすめない、酒を飲んだ人に運転をさせないを推進し、地域が一体となつて飲酒運転根絶の機運を高めます。

問 総務部総務課
☎(23)9315

長寿医療制度

(後期高齢者医療制度)

被保険者証(自己負担割合の判定)について

自己負担割合は、所得に応じて『1割(一般)』または『3割(現役並み所得者)』となっています。

この負担割合は、毎年「8月1日」を基準として前年の所得を基に判定します。

現在お手持ちの「後期高齢者医療被保険者証」の有効期限は平成21年7月31日までとなっていますが、更新の対象となる方には別途通知を送付いたします。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証について(更新を忘れず！)

有効期限は平成20年7月31日までとなっています。有効期限が切れた後、更新手続きをしないと通常の一部負担金や食事代を支払うこととなります。平成20年7月31日までの認定証をお持ちの方で対象となる方には別途勧奨通知を送付しますので、窓口での申請手続きをお願いします。

入院時食事療養費・生活療養費の自己負担額について

入院したときは、食事代または食費と居住費の一部を患者(被保険者)本人が負担します。

単位：円

自己負担	療養病床	
	一般病床 食事代	療養病床 食費 居住費
現役並・一般	260	460 320
低所得	90日までの入院	210 210 320
	90日を超える入院	160 210 320
低所得	100	130 320
	老齢福祉年金受給者	— 100 0

低所得 ...全員が住民税非課税である世帯。

低所得 ...全員が住民税非課税であって、一人ひとりの収入が80万円以下の世帯。

- 問 佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎0952-64-8476
- 武雄市 くらし部 健康課 ☎23-9135
 - 山内支所 国保年金係 ☎45-2906
 - 北方支所 国保年金係 ☎36-6020

税源移譲に係る経過措置及び固定資産税の減額措置

平成19年に所得が減って所得税が課されなくなった方(住民税)が税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける方については、既に納付済みの平成19年度分の住民税額から税源移譲により増額となった住民税相当額を還付します。

所得変動に伴う住民税の還付を受けるためには申告が必要です。平成19年度分住民税を課税した平成19年1月1日現在お住まいの市区町村へ減額申告書を提出してください。(他の市区町村へ転居された方は申告先をお間違えにならないようご注意ください。)

申告期間
申告期間は平成20年7月1日～7月31日までとなっておりますので、必ず期間内に減額申告書を提出してください。

問 総務部 税務課
☎(23)9220

住民税住宅耐震改修工事に伴う減額措置(固定資産税) 平成18年1月1日以降に耐震改修工事を行い次の要件を満たす住宅は、固定資産税120㎡相当部分まで)が一定期間減額されます。詳しくはホームページや窓口でお尋ねください。

要件 次のすべての要件を満たすもの

- 申請者の所有する住宅であること
- 昭和57年1月1日以前から所在する住宅であること
- 現行の耐震基準(昭和56年6月1日施行の建築基準法施行令)に適合した改修工事を行った住宅
- 戸あたりの耐震改修工事の費用が30万円以上の住宅
- 耐震改修に直接関係のない費用は対象にはなりません

申告 耐震改修工事完了後、3ヶ月以内に証明書(工事内容、金額、写真、建築士等が発行する証明書)等の必要書類を添付して市役所税務課へ申告してください。